

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[14] 2,2',4,4'-テトラヒドロキシベンゾフェノン 初期環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 1/21(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 1/21(欠測等: 0) 検出範囲: nd ~ 13 検出下限値範囲: 2.4 ~ 12 検出下限値: 12 要求検出下限値: 200	札幌市	1	豊平川中沼(札幌市)	nd	12
		2	新川第一新川橋(札幌市)	nd	12
	宮城県	3	迫川二ツ屋橋(登米市)	nd	2.4
		4	白石川さくら歩道橋(柴田町)	nd	2.4
	秋田県	5	秋田運河(秋田市)	nd	2.4
		6	雄物川岳見橋(大仙市)	nd	2.4
	千葉県	7	養老川浅井橋(市原市)	nd	2.4
	東京都	8	荒川河口(江東区)	nd	2.4
		9	隅田川河口(港区)	nd	2.4
	横浜市	10	鶴見川亀の子橋(横浜市)	nd	2.4
		11	横浜港	nd	2.4
	三重県	12	四日市港	nd	5.8
	京都府	13	宮津港	nd	5.8
	大阪市	14	大川毛馬橋(大阪市)	nd	2.4
		15	大阪港	nd	2.4
	神戸市	16	神戸港中央	nd	5.1
	岡山県	17	笹ヶ瀬川笹ヶ瀬橋(岡山市)	nd	5.8
		18	水島沖	13	5.8
	福岡県	19	雷山川加布羅橋(糸島市)	nd	5.8
		20	大牟田沖	nd	5.8
	福岡市	21	博多湾	nd	2.4

(注1) 「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出